



日本ウエイトリフティング協会・滑川市パートナー協定書

公益社団法人日本ウエイトリフティング協会(以下「JWA」という。)と滑川市は、ウエイトリフティング競技の普及・振興及び国際競技力の向上及びスポーツ振興を目的とした諸事業を展開するにあたり、次のとおり協定を締結する。

(競技力の向上に対する支援・協力)

第1条 滑川市は、JWAの目的であるウエイトリフティング競技の普及・振興と国際競技力向上に賛同し、そのパートナーとしてJWAの諸事業に対して積極的に支援・協力する。

(スポーツ振興のための各種事業の支援・協力)

第2条 JWAは、滑川市が推進するスポーツ振興のための各種事業に賛同し、その諸事業に対して積極的に支援・協力する。

(事前協議)

第3条 この協定書に基づきJWAと滑川市(以下「両当事者」という。)が実施する諸事業に関する具体的な内容については、事前に十分な協議を行い、合意のもと推進するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定書の有効期間は、締結日から2027年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、いずれかの当事者から更新する意思ない旨の書面による通知のない限り、1年毎に自動更新されるものとする。

(秘密の保持)

第5条 両当事者は、この協定書に基づく諸事業に関して、知り得た情報及び個人のプライバシーに関する情報は、第三者に漏らしてはならない。

(疑義の対応)

第6条 この協定書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両当事者署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

2026年 8月 8日

滑川市長

水野達夫

公益社団法人日本ウエイトリフティング協会会長

砂岡良治